

第14回 メディア表現と著作権

番組を見ながら()内に適する語を入れなさい。

●著作物と著作権

私たちの生活を豊かにしてくれる絵画、文学、音楽、そしてコンピュータプログラムにいたるまで、人が工夫して作り出したものを「()」といいます。そうした著作物を作った人が持つ権利が「()」です。著作権とは、自分の著作物を勝手に利用されない権利のことです。コンピュータやインターネットが発達した現在では、他人の著作物をコピーしたり内容を変えたりすることが簡単にできるようになりました。()は誰にとっても身近な権利になっているのです。

●未成年も無関係ではない「著作権侵害」

たとえば、音楽を個人で聞くためにコピーすることは認められています。しかし、何枚もコピーして友人などに配ったりすると、()を()したことになります。アニメや音楽、コンピュータソフトなどを違法にコピーして販売すると、未成年者でも逮捕されることがあります。近年、人気アニメの海賊版を販売した高校生や、コンピュータソフトの違法コピーを販売した高校生が逮捕されたりしています。こうした事件が起こる背景には、著作権の重要性がよく理解されていないということがあります。

●造形作家・青木正さん

造形作家の青木正さんは、かつて著作権を侵害されたことがあります。青木さんは木を素材にした手作りの立体作品を制作していて、鉛筆をモチーフにしたシリーズは代表作の一つです。作品を一つ仕上げるのに、一ヵ月かかることもあります。完成すると写真を撮って、イラストを集めたカタログなどに発表しています。こうしたカタログを見た出版社や広告関係者が「本やポスター用に使いたい」と申し込めば、写真を貸し出します。こうして作品が使われると、青木さんに()が支払われる仕組みです。

●無断で作品をまねされ利用された

ある日、青木さんは自分の作品とそっくりなイラストがのった本を書店で見つけました。ある出版社が無断で青木さんの作品をまね、それを本の表紙に使ったのです。「本屋さんでいろいろ本を見ていたらそれを見つけて、自分のものが使われているなと最初は思いました。でもよくよく見たら、少し()されていた。手を加えられて()されていたということで、よけい自分の作ったものを否定されるような感じを受けました」(青木さん)。

●盗作の大きな問題点

青木さんにとって大きな問題だったのは、「()で使われて使用料をもらえない」という経済的な被害だけではありませんでした。作品をコピーし、部分的に変更して発表すると、著作権の侵害、いわゆる「()」となります。盗作をそのままにしてそれが世の中に広まってしまうと、本来はオリジナルだった青木さんの作品が、逆に盗作と言われかねなくなります。すると今度は、青木さん自身が自由に作品を作れなくなるおそれが出てきます。

●新たな創作のためにも欠かせない著作権

「何か身動きのできないような感じになりました。これからこういう作品が思うように作れなくなるという感じがあって…。頭の中が真っ白になるというか、がんじがらめに手足をしばられるような感じでした」（青木さん）。その後、青木さんは出版社に抗議を申し入れました。その結果、本の販売は取り止めとなりました。青木さんの（ ）は守られたのです。著作権はものを作る人々にとって、作った作品を守るだけでなく、（ ）作品を生み出すために欠かせない権利なのです。

●著作権で迷ったら

ほかの人が作った著作物を使うとき、著作権を侵害していないかどうか迷ったときはどうすればよいのでしょうか。その疑問に答えてくれる機関の一つが、（社）（ ）センターです。ここでは、著作権に関連した本や資料、ビデオなどを無料で公開しています。また、著作権に関する無料の電話相談も行っています。中学生や高校生からの相談も少なくありません。よくあるのは、学校の活動などで他人の著作物を利用することについての質問です。

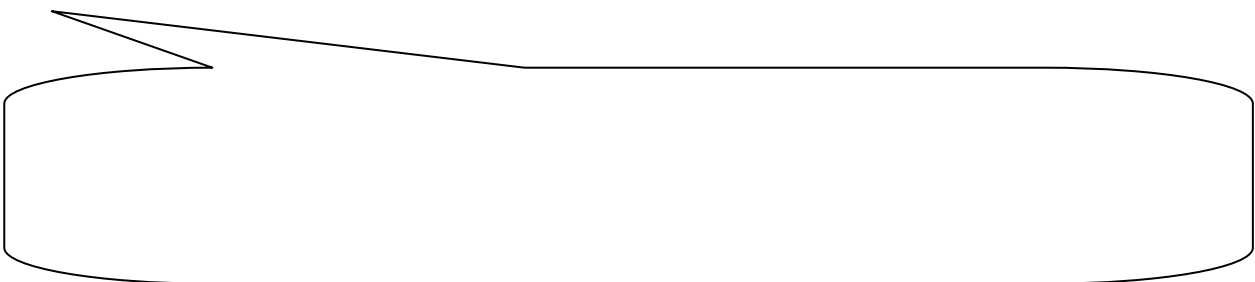
●文化祭でコンサートをひらく場合は？

たとえば、学校の文化祭でコンサートをひらき、ヒット曲を演奏する場合はどうでしょう。「文化祭でバンドが流行の曲を演奏する場合、非営利・入場無料・出演料無しであればOKですが、チケットを売って（ ）を取る場合は、演奏の許諾（きょだく）を得る必要があります」（著作権情報センター 澤田誠さん）。入場料を取ったり、出演者に報酬（ほうしゅう）を支払ったりする場合は著作権の処理が必要です。（ ）コンサートであっても例外ではありません。

●ホームページやブログも要注意！

タレントやアニメなどの画像をコピーする場合はどうでしょう。「お気に入りのアニメのキャラクターを自分のパソコンにコピーして楽しむ分には問題ありませんが、無断で自分の（ ）や（ ）にアップした時点で、著作権法違反になってしまいます」（澤田さん）。画像をホームページやブログにのせると、誰でも見ることができます。すると著作権の侵害になってしまうのです。表現の手段が手軽になった今、ほかの人が作り出した著作物を利用するときにまず考えなくてはいけないのが、（ ）なのです。

今回印象に残った内容など



第14回 メディア表現と著作権

番組を見ながら()内に適する語を入れなさい。

●著作物と著作権

私たちの生活を豊かにしてくれる絵画、文学、音楽、そしてコンピュータプログラムにいたるまで、人が工夫して作り出したものを「著作物」といいます。そうした著作物を作った人が持つ権利が「著作権」です。著作権とは、自分の著作物を勝手に利用されない権利のことです。コンピュータやインターネットが発達した現在では、他人の著作物をコピーしたり内容を変えたりすることが簡単にできるようになりました。著作権は誰にとっても身近な権利になっているのです。

●未成年も無関係ではない「著作権侵害」

たとえば、音楽を個人で聞くためにコピーすることは認められています。しかし、何枚もコピーして友人などに配ったりすると、著作権を侵害したことになるってしまいます。アニメや音楽、コンピュータソフトなどを違法にコピーして販売すると、未成年者でも逮捕されることがあります。近年、人気アニメの海賊版を販売した高校生や、コンピュータソフトの違法コピーを販売した高校生が逮捕されたりしています。こうした事件が起こる背景には、著作権の重要性がよく理解されていないということがあります。

●造形作家・青木正さん

造形作家の青木正さんは、かつて著作権を侵害されたことがあります。青木さんは木を素材にした手作りの立体作品を制作していて、鉛筆をモチーフにしたシリーズは代表作の一つです。作品を一つ仕上げるのに、一ヵ月かかることもあります。完成すると写真を撮って、イラストを集めたカタログなどに発表しています。こうしたカタログを見た出版社や広告関係者が「本やポスター用に使いたい」と申し込めば、写真を貸し出します。こうして作品が使われると、青木さんに使用料が支払われる仕組みです。

●無断で作品をまねされ利用された

ある日、青木さんは自分の作品とそっくりなイラストがのった本を書店で見つけました。ある出版社が無断で青木さんの作品をまね、それを本の表紙に使ったのです。「本屋さんでいろいろ本を見ていたらそれを見つけて、自分のものが使われているなど最初は思いました。でもよくよく見たら、少しアレンジされていた。手を加えられて変形されていたということで、よけい自分の作ったものを否定されるような感じを受けました」(青木さん)。

●盗作の大きな問題点

青木さんにとって大きな問題だったのは、「無断で使われて使用料をもらえない」という経済的な被害だけではなくでした。作品をコピーし、部分的に変更して発表すると、著作権の侵害、いわゆる「盗作(とうさく)」となります。盗作をそのままにしてそれが世の中に広まってしまうと、本来はオリジナルだった青木さんの作品が、逆に盗作と言われかねなくなります。すると今度は、青木さん自身が自由に作品を作れなくなるおそれが出てきます。

●新たな創作のためにも欠かせない著作権

「何か身動きのできないような感じになりました。これからこういう作品が思うように作れなくなるという感じがあって…。頭の中が真っ白になるというか、がんじがらめに手足をしばられるような感じでした」（青木さん）。その後、青木さんは出版社に抗議を申し入れました。その結果、本の販売は取り止めとなりました。青木さんの著作権は守られたのです。著作権はものを作る人々にとって、作った作品を守るだけでなく、新たな作品を生み出すために欠かせない権利なのです。

●著作権で迷ったら

ほかの人が作った著作物を使うとき、著作権を侵害していないかどうか迷ったときはどうすればよいのでしょうか。その疑問に答えてくれる機関の一つが、（社）著作権情報センターです。ここでは、著作権に関連した本や資料、ビデオなどを無料で公開しています。また、著作権に関する無料の電話相談も行っています。中学生や高校生からの相談も少なくありません。よくあるのは、学校の活動などで他人の著作物を利用することについての質問です。

●文化祭でコンサートをひらく場合は？

たとえば、学校の文化祭でコンサートをひらき、ヒット曲を演奏する場合はどうでしょう。「文化祭でバンドが流行の曲を演奏する場合、非営利・入場無料・出演料無しであればOKですが、チケットを売って入場料を取る場合は、演奏の許諾（きょだく）を得る必要があります」（著作権情報センター 澤田誠さん）。入場料を取ったり、出演者に報酬（ほうしゅう）を支払ったりする場合は著作権の処理が必要です。チャリティーコンサートであっても例外ではありません。

●ホームページやブログも要注意！

タレントやアニメなどの画像をコピーする場合はどうでしょう。「お気に入りのアニメのキャラクターを自分のパソコンにコピーして楽しむ分には問題ありませんが、無断で自分のホームページやブログにアップした時点で、著作権法違反になってしまいます」（澤田さん）。画像をホームページやブログにのせると、誰でも見ることができます。すると著作権の侵害になってしまうのです。表現の手段が手軽になった今、ほかの人が作り出した著作物を利用するときにまず考えなくてはいけないのが、著作権なのです。